

令和7年度

1級建築施工管理技術検定

第一次検定・第二次検定

受検の手引 分冊(新受検資格用)

※試験実施日程等の新旧受検資格要件に関わらない共通事項等は「受検の手引【総合版(旧受検資格用)】」を参照してください。

国土交通大臣指定試験機関
一般財団法人 建設業振興基金 試験研修本部

【この冊子をお読みいただき、内容を了解した上でご申請ください】

目次

A. 令和7年度 1級建築施工管理技術検定 実施日程 (受検の手引【総合版(旧受検資格用)】をご参照ください)

B. 1級建築施工管理技術検定 新受検資格要件における受検資格と提出書類等

1. 新旧の受検資格について	1	5. 実務経験証明書	8
2. 受検資格要件と提出書類	2	(1) 実務経験の証明者	8
(1) 第一次検定の受検資格	2	(2) 証明書作成にあたっての注意事項	8
(2) 第二次検定の受検資格	2	(3) 記入必須項目について	9
(3) 受検に必要な提出書類	2	(4) 複数工事をまとめて記載できる場合	9
3. 対象となる実務経験	4	(5) 複数工事をまとめる場合の記載要領	9
(1) 対象工事の種類	4	(6) 証明書に添付が必要な書類	10
(2) 実務経験の内容	5	(7) 証明書が提出できない場合の代替措置	10
(3) 認められない業務・作業	5	6. 新規受検申請者の記入例	10
(4) 特定実務経験	6	(1) A・B票の作成方法	10
(5) 監理技術者補佐経験	6	(2) 実務経験証明書の作成方法(監理技術者補佐)	11
4. 実務経験の期間	6	(3) 実務経験証明書の作成方法(特定実務)	13
(1) 実務経験期間の算出	6	(4) 実務経験証明書の作成方法	15
(2) 実務経験期間の算出における注意事項	7	7. その他	17
		8. 工事の種類・内容コード表	17

C. 新旧受検資格要件に関わらない共通事項

(受検の手引【総合版(旧受検資格用)】をご参照ください)

再受検申請について	総合版 16
受検の流れ	総合版 28
受検の心得と注意	総合版 32
試験区分に関する注意	総合版 33
不正行為に対する受検禁止の措置	総合版 33
検定問題等の公表	総合版 33
合格基準について	総合版 33
技術検定における個人成績の通知について	総合版 34
住所・氏名・受検地の変更(訂正)手続き	総合版 34
身体障がい者等を対象とした受検に際しての特別措置について	総合版 35
自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について	総合版 35
技術検定のよくある質問	総合版 36
一般財団法人建設業振興基金の個人情報保護方針	総合版 38
その他注意事項	総合版 38

1. 新旧の受検資格について

令和6年度より、施工管理技術検定の受検資格が改正されました。

この受検の手引【分冊(新受検資格用)】は、

- ・ **新受検資格(P2区分1～4)を利用して、『第二次検定』を含む受検申請をする場合**について案内しています。
- ・ 制度改正前の旧受検資格を利用して、『第二次検定』を含む受検申請をする場合
- ・ 『第一次検定』のみの受検申請をする場合
- ・ 『再受検』の受検申請をする場合
- ・ 共通事項(試験日程、試験の内容、合格発表等)については、受検の手引【総合版(旧受検資格用)】をご覧ください。

新受検資格による申請について、実務経験内容の不備が大変多くなっています。申請後は実務経験証明書の再提出や書換え(新旧受検資格の変更を含む)は一切認められませんので、本手引の内容をよく確認し、十分な理解をした上で申請してください。

(旧受検資格の申請利用について)

令和10年度までの経過措置として、旧受検資格による第二次検定受検申請が可能です。

令和11年度以降、旧受検資格を利用してあらたに受検申請することはできなくなりますが、その時点までに「第二次検定のみ」の再受検対象者となっていれば、以降も旧受検資格にもとづいて「第二次検定のみ」の再受検申請を行うことが可能です。

2. 受検資格要件と提出書類

(1) 1級建築施工管理技術検定第一次検定の受検資格

試験実施年度に満19歳以上となる者【生年月日が平成19年4月1日以前の者が対象】

※「第一次検定のみ」の受検を希望される場合は、新規受検・再受検にかかわらず、受検申請書を利用した申請はできません。申請WEBサイト (<https://www.fcip-shiken.jp>) からご申請ください。

(インターネット環境がない方は、必ず2月28日(金)までに電話でお問合せください。)

(2) 1級建築施工管理技術検定第二次検定の受検資格

		申請すべき試験
区分1	1級建築施工管理技術検定第一次検定合格者	
1-1	「1級建築施工管理技術検定第一次検定」合格後、実務経験5年以上	二次のみ
1-2	「1級建築施工管理技術検定第一次検定」合格後、特定実務経験(※1)1年以上を含む実務経験3年以上	二次のみ
1-3	「1級建築施工管理技術検定第一次検定」合格後、監理技術者補佐(※2)として実務経験1年以上	二次のみ
区分2	2級建築施工管理技術検定第二次検定合格者で、かつ、1級建築施工管理技術検定第一次検定合格者	
2-1	「2級建築施工管理技術検定第二次検定」合格後実務経験5年以上	二次のみ
2-2	「2級建築施工管理技術検定第二次検定」合格後、特定実務経験(※1)1年以上を含む実務経験3年以上	二次のみ
区分3	2級建築施工管理技術検定第二次検定合格者で、かつ、1級建築施工管理技術検定第一次検定受検予定者	
3-1	「2級建築施工管理技術検定第二次検定」合格後実務経験5年以上	一次・二次
3-2	「2級建築施工管理技術検定第二次検定」合格後、特定実務経験(※1)1年以上を含む実務経験3年以上	一次・二次
区分4	一級建築士試験合格者	
4-1	「一級建築士試験」合格後、実務経験5年以上	二次のみ
4-2	「一級建築士試験」合格後、特定実務経験(※1)1年以上を含む実務経験3年以上	二次のみ

(※1) 特定実務経験とは

建設業法の適用を受ける請負金額4,500万円(建築一式工事については、7,000万円)以上の工事において、監理技術者または主任技術者(いずれも監理技術者資格者証を有する者)の指導の下での建築施工管理の実務経験、または、自ら監理技術者若しくは主任技術者として行った建築施工管理の実務経験をいいます。

(※2) 監理技術者補佐経験とは

1級建築施工管理技術士補の資格を有し、かつ当該工事における主任技術者要件を充足する者が、監理技術者の専任が必要となる工事において、監理技術者の職務を専任として補佐した経験をいいます。よって、単なる監理技術者の補助経験は対象になりません。

(3) 受検に必要な提出書類(第一次・第二次検定、第二次検定のみ受検申請)

申請受付期間は2月14日(金)～2月28日(金)(消印有効)です。

必ず同封された封筒を利用し提出してください。

●受検申請書(A・B票)

●実務経験証明書(コピー可)

指定試験機関WEBサイト(本財団：<https://www.fcip-shiken.jp/download/>)から様式をダウンロードしてください。

指定の様式ではない自作様式は、実務経験証明書として認められません。

同封の**C票**(旧受検資格用様式)を利用された場合、旧受検資格での申請として取り扱います。

提出された書類は一切返却しませんので、手元に原本が必要な場合はコピーを提出してください。

●住民票(コピー不可)またはA票への住民票コードの記入

住民票コード(11桁)はマイナンバー(12桁)とは異なります。

住民票の記載事項に変更がなければ、発行年月日は問いません。必ず原本を提出してください。

マイナンバーが記載された住民票は送付しないでください。

●振替払込受付証明書(収納印必須、コピー不可)

受検手数料は、必ず同封の振替払込用紙を使用し、受検申請者名を明記した上で郵便局にて払い込みをしてください。振替払込受付証明書(お客さま用)は所定欄に全面的りづけしてください。郵便局の「日附印」が無いもの及びコピーは無効です。

第一次検定受検手数料：12,300円(消費税非課税)

第二次検定受検手数料：12,300円(消費税非課税)

- ・ 第一次・第二次検定の受検を同時に申請する場合、第二次検定の受検手数料は、第一次検定の合格後に改めてお送りするコンビニ払込票またはクレジットカードにてお支払いいただきます。
- ・ 振替払込請求書兼受領証は受検申請者本人が保管してください。
- ・ ATM(現金自動預払機)を利用して払い込む場合は、ご利用明細票しか出ませんので、控えとして必ずコピーをとり、ご利用明細票の原本を貼付してください。
- ・ 受検手数料は原則として返金いたしません。受検資格のない方、予定の実務が積み重なった方、試験日の1ヶ月前までに辞退届(振替払込請求書兼受領証を添付)を提出した方については9月以降に、手数料を差し引いた金額を郵便為替にて返還します。

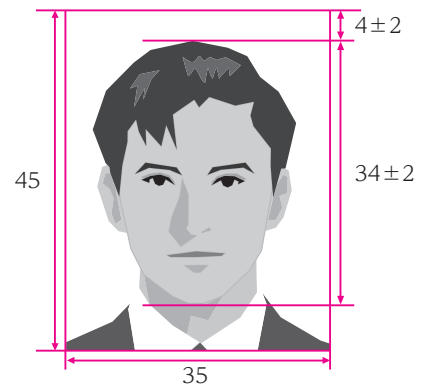
●証明写真

申請時に提出した写真が技術検定合格証明書に印刷されますので本人確認のしやすい鮮明な写真を提出してください。あとから写真を変えることはできません。

- ・ パスポートサイズ(縦4.5cm×横3.5cm)であること
- ・ 顔の寸法は頭頂からあごまでが3.4cm±0.2cmであること
- ・ 無背景、脱帽、アクセサリー等は外した状態であること
- ・ 6ヶ月以内に撮影されたもので、カラー・フチなしであること
- ・ 写真店等で撮影したもので、明るさやコントラストが適切で鮮明であること

※当方にて支障ありと判定した場合、規定に合致した証明写真を再提出いただきます。

【顔写真のおおよその目安】(単位:mm)



●受検資格証明書類(P.2の受検資格区分から、自身が該当する区分の書類コピーを提出してください)

区分1	1級建築第一次検定合格通知書 または 同合格証明書
区分2	① 1級建築第一次検定合格通知書 または 同合格証明書 } ①ならびに②の2点 ② 2級建築第二次検定合格通知書 または 同合格証明書 }
区分3	2級建築第二次検定合格通知書 または 同合格証明書
区分4	① 一級建築士試験合格通知書 } ①~④のうちいずれか1点 ② " 免許証 ③ " 免許証明書 ④ " 登録証明書

※提出書類記載日付から実務経験を起算しますので、なるべく合格通知書を活用ください。

3. 対象となる実務経験

(1) 対象工事の種類

建築施工管理における「実務経験」の対象となる工事は、建設業法に定められた建設工事の種類（以下工事種別という）のうち、以下左枠に記載がある工事種別です。

対象となる建設工事の種類（17工事種別）	対象とならない建設工事の種類（12工事種別）
建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事	土木一式工事 電気工事 管工事 舗装工事 しゅんせつ工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事

※実務経験を有する建設工事の種類（工事種別）は次のとおり判断します。

① 施工管理の経験を有する方：以下のいずれか

- ・ 所属先（派遣・出向等については派遣等先企業）の請け負った工事の工事種別
- ・ 所属先が建設業の許可を受けずに建設業を営んでいる場合には、相当する工事種別

（参考）【各現場における確認方法】

自社が請け負った建設工事の種類が何にあたるかは、現場に掲出されている施工体系図などで確認できます。

発注者名 株式会社X不動産	工期 自 ○年 ☆月 ◆日 至 ○年 ▲月 ■日																												
工事名称 Xビル新築工事																													
<table border="1"> <tr><td>元請名・事業者ID</td><td>株式会社Y建設</td></tr> <tr><td>監督員名</td><td>監督 太郎</td></tr> <tr><td>監理技術者名</td><td>監理 花子</td></tr> <tr><td>監理技術者補佐名</td><td></td></tr> <tr><td>専門技術者名</td><td>専門 次郎</td></tr> <tr><td>担当工事内容</td><td>内装仕上工事</td></tr> </table>	元請名・事業者ID	株式会社Y建設	監督員名	監督 太郎	監理技術者名	監理 花子	監理技術者補佐名		専門技術者名	専門 次郎	担当工事内容	内装仕上工事	<table border="1"> <tr><td>会社名・事業者ID</td><td>株式会社Z建設</td></tr> <tr><td>代表者名</td><td>とび土 一郎</td></tr> <tr><td>許可番号</td><td>国土交通大臣許可 第 987654 号</td></tr> <tr><td>一般/特定の別</td><td>特定</td></tr> <tr><td>安全衛生責任者</td><td>安衛 六郎</td></tr> <tr><td>主任技術者</td><td>主任 文子</td></tr> <tr><td>特定専門工事の該当</td><td>無</td></tr> <tr><td>工期</td><td>○年×月△日～○年×月□日</td></tr> </table>	会社名・事業者ID	株式会社Z建設	代表者名	とび土 一郎	許可番号	国土交通大臣許可 第 987654 号	一般/特定の別	特定	安全衛生責任者	安衛 六郎	主任技術者	主任 文子	特定専門工事の該当	無	工期	○年×月△日～○年×月□日
元請名・事業者ID	株式会社Y建設																												
監督員名	監督 太郎																												
監理技術者名	監理 花子																												
監理技術者補佐名																													
専門技術者名	専門 次郎																												
担当工事内容	内装仕上工事																												
会社名・事業者ID	株式会社Z建設																												
代表者名	とび土 一郎																												
許可番号	国土交通大臣許可 第 987654 号																												
一般/特定の別	特定																												
安全衛生責任者	安衛 六郎																												
主任技術者	主任 文子																												
特定専門工事の該当	無																												
工期	○年×月△日～○年×月□日																												
<table border="1"> <tr><td>元方安全衛生管理者</td><td>衛生 五郎</td></tr> </table>	元方安全衛生管理者	衛生 五郎	<table border="1"> <tr><td>会社名・事業者ID</td><td>W組</td></tr> <tr><td>代表者名</td><td>とび はじめ</td></tr> <tr><td>許可番号</td><td>東京都知事許可 第 999999 号</td></tr> <tr><td>一般/特定の別</td><td>一般</td></tr> <tr><td>安全衛生責任者</td><td>とび はじめ</td></tr> <tr><td>主任技術者</td><td>とび はじめ</td></tr> <tr><td>特定専門工事の該当</td><td>無</td></tr> <tr><td>工期</td><td>○年×月△日～○年×月□日</td></tr> </table>	会社名・事業者ID	W組	代表者名	とび はじめ	許可番号	東京都知事許可 第 999999 号	一般/特定の別	一般	安全衛生責任者	とび はじめ	主任技術者	とび はじめ	特定専門工事の該当	無	工期	○年×月△日～○年×月□日										
元方安全衛生管理者	衛生 五郎																												
会社名・事業者ID	W組																												
代表者名	とび はじめ																												
許可番号	東京都知事許可 第 999999 号																												
一般/特定の別	一般																												
安全衛生責任者	とび はじめ																												
主任技術者	とび はじめ																												
特定専門工事の該当	無																												
工期	○年×月△日～○年×月□日																												
<table border="1"> <tr><td>会長</td><td>統括安全衛生責任者 安全 四郎</td></tr> </table>	会長	統括安全衛生責任者 安全 四郎	<table border="1"> <tr><td>会社名・事業者ID</td><td></td></tr> </table>	会社名・事業者ID																									
会長	統括安全衛生責任者 安全 四郎																												
会社名・事業者ID																													

- ・ 上掲のビル新築工事の場合、元請Y建設の技術者は建築一式工事に従事していたことになります。
- ・ 一次下請、Z建設の技術者はとび・土工・コンクリート工事を、
- ・ 二次下請、W組の技術者もとび・土工・コンクリート工事（のうちとび工事）に従事していたことになります。
- ・ なお、Y建設の技術者のうち、専門技術者専門次郎さんの下で働いていた方は内装仕上工事の経験を積んだとすることもできます。同様に、専門技術者の配置がなくとも、自社で施工した、または許可がある建設工事の種類については実務経験対象とすることが可能です。
- ・ 下請事業者の技術者の方で建築一式工事の実務経験を記載される場合、建設業法22条（一括下請負の禁止）に抵触していないか今一度ご確認ください。

②**施工監督の経験を有する方**：発注工事に含まれる工事種別

③**設計監理の経験を有する方**：受託した工事監理業務の範囲に含まれる工事種別

建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う日本国外での建設工事における実務経験については、国内の実務経験と同様に認められます。それ以外の日本国外の実務経験については、国土交通大臣に個別申請し認定を受けることで、実務経験として認められます。

国外の実務経験に関する認定の審査には、6ヶ月程度の期間を要します。受検申請に間に合うよう、事前に国土交通省へ認定申請を行ってください(受検申請書類に同封することはできません)。

(2) 実務経験の内容

施工管理技術検定における「実務経験」とは、建設工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理など、工事の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験(業務として行われたものに限ります。)をいい、具体的には次の①～③(いずれも補助者としての経験を含みます。)をいいます。

① 施工管理：

工事請負者の従業員(請負者自身が工事に従事する場合、派遣・出向等により一時的に請負者に所属する場合を含む)として請負工事の施工を管理した経験

② 施工監督：

工事発注者の従業員として発注工事の施工を指導・監督した経験(現場監督技術者等)

③ 設計監理：

工事監理業務等受託者の従業員として対象工事の工事監理を行った経験(設計及び監理業務の一括受注の場合、工事監理業務期間のみ)

※自社の事業目的のための建設工事に従事した場合については、内容により取り扱いが異なりますので個別にお問い合わせください。

(3) 「実務経験」として認められない業務・作業の例

- ・ 工事着工以前における設計者としての基本設計、実施設計のみの業務
- ・ 設計、積算、保守、点検、維持、メンテナンス、事務、営業などの業務
- ・ 測量地盤調査業務
- ・ 工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など
- ・ 官公庁における行政及び行政指導、研究所、教育機関、訓練所等における研究、教育または指導等の業務
- ・ アルバイトによる作業員としての経験
- ・ 入社後の研修期間
- ・ 人材派遣による建設業務(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可。ただし建築工事の施工管理業務は除く)

(4) 特定実務経験

建設業法の適用を受ける請負金額4,500万円(建築一式工事については、7,000万円)以上の工事において、監理技術者または主任技術者(いずれも監理技術者資格者証を有する者)の指導の下での建築施工管理の実務経験、または、自ら監理技術者若しくは主任技術者として行った建築施工管理の実務経験をいいます。

以下の場合、特定実務経験とは認められません。

- ・ 監理技術者もしくは主任技術者の指導の下で行った施工管理の実務経験の場合において、監理技術者等と同じ企業に所属しない場合(派遣・出向等の場合は、派遣等先企業に所属するものと見なす。)
- ・ 工事発注者または工事監理業務等受託者の従業員としての経験の場合
- ・ 専門技術者を設置(当該工事の監理技術者等が専門技術者を兼ねる場合を含む)して行う建設工事において当該専門工事を担当した場合
- ・ 建設業法の適用を受けない国外の工事や請負によらない工事の場合

(5) 監理技術者補佐経験

監理技術者の専任が必要となる工事において、1級建築施工管理技士補の資格を有し、かつ当該工事における主任技術者要件を充足する者が、監理技術者の職務を専任として補佐した経験を言います。

単なる監理技術者の補助等は認められません。

注意事項

表① 監理技術者の配置が必要となる下請契約の総額の下限

	建築一式工事	それ以外の工事
H28.5.31以前	4,500万円	3,000万円
H28.6.1～R4.12.31	6,000万円	4,000万円
R5.1.1～R7.1.31	7,000万円	4,500万円
R7.2.1以降	8,000万円	5,000万円

表② 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる請負代金の下限

	建築一式工事	それ以外の工事
H28.5.31以前	5,000万円	2,500万円
H28.6.1～R4.12.31	7,000万円	3,500万円
R5.1.1～R7.1.31	8,000万円	4,000万円
R7.2.1以降	9,000万円	4,500万円

4. 実務経験の期間

(1) 実務経験期間の算出

- ・ 実務経験証明書に必要事項が全て記載されている期間のみ実務経験に算入できます。
- ・ 実務経験期間に算入できるのは、原則として申請書記入日の属する月までです。ただし、申請書記入日において必要な期間が不足する場合は、第二次検定前日の属する月までの期間のうち実務経験として見込まれる期間を算入することができます。
※なお、見込として予定していた実務経験が積み重なったため受検資格を有しないこととなった場合は、第二次検定の試験前日までに受検申請の取り下げを行う必要があります。
- ・ 他の種目の受検(制度改正前の受検を含む)において実務経験として申請した経験であっても、当該経験した工事の工事種別が、この手引に記載された条件を満たす場合は、当検定における実務経験として申請することができます。
- ・ 区分1の場合、1級第一次検定合格発表日以降の実務経験のみ算入できます。
- ・ 区分2又は3の場合、2級第二次検定(令和2年度までの試験については2級技術検定)合格発表日以降の実務経験のみ算入できます。
- ・ 区分4の場合、一級建築士試験合格日(提出証明書記載日)以降の実務経験のみ算入できます。
- ・ 期間の始期及び終期は月単位で切り上げることとし、当該月内にいずれかの該当業務があれば1ヶ月として算入可能です。ただし、複数の工事を同一月に担当した場合であっても算入できるのは1ヶ月分のみです。
- ・ 実務経験の算入については、実務経験の内容に該当する業務を行っていた期間であること、また、工事契約期間内である必要があります。

(2) 実務経験期間の算出における注意事項

複数の種目の技術検定を受検する際に、種目ごとに必要な実務経験を重複して計上し、それを証明する会社としての確認も不十分であった結果、本来は所定の実務経験を充足していない状態で技術検定を受検し、合格してしまうという事案が発覚しております。

このような場合、合格者に対しては、合格の取り消しや受検禁止措置が課せられることとなります。また、当該合格者が監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事は、品質に重大な疑義が生じ、会社にも監督処分が課せられる場合があるなど、国民の信頼を大きく低下させる事態を招く結果となります。

(受検申請を行う方へ)

実務経験証明書の記載に当たっては、「受検の手引」の内容を十分にご理解いただいたうえで、実務経験の重複が生じないようにご注意ください。

(実務経験の証明者の方へ)

実務経験証明書の内容確認に当たっては、受検者の実務経験に重複が生じていないか、正確に確認を行うようお願いいたします。

【特に注意が必要なケース】

① 同じ検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

以下の例のように、複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験を14ヶ月とすることはできません。実務経験は12ヶ月となります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
〇〇〇ビル新築工事(建築一式)											
					▲▲▲マンション新築工事(建築一式)						

② 異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
△△△ビル新築工事(建築一式)											
							□□□トンネル照明設備工事(電気工事)				

この例のように、異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験：10ヶ月、電気工事の実務経験：5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合(例えば日数等)に応じて按分してください。

(例) 上の例で重複部分の従事割合を建築2：電気工事1であると算定できるときは、

< 建築の実務経験：9ヶ月 / 電気工事の実務経験：3ヶ月 >

となります。

5. 実務経験証明書

(1) 実務経験の証明者

実務経験の証明者となることができるのは、受検申請者の所属事業者または派遣先（工事請負者・施工監督者・設計監理者）の、以下に該当する者だけです。

①施工管理者としての実務経験期間：

- イ. 工事請負者の代表者若しくは代理として人事権を分掌する部署長（以下「代表者等」という。）
 - ロ. 工事の監理技術者または主任技術者（以下「監理技術者等」という。）
 - ハ. 派遣社員でイ、ロの対応が難しい場合、派遣元の代表者等（※）
- ただし、
- ・ 複数工事の経験をまとめて証明書を作成する場合
 - ・ 建設業法第26条の3に基づき、特定専門工事の下請として主任技術者の配置を省略した場合については、イのみ可とし、ロ、ハは認めません。

②施工監督者としての実務経験期間：

- イ. 工事発注者の代表者等
- ロ. 派遣社員でイの対応が難しい場合、派遣元の代表者等（※）

③設計監理者としての実務経験期間：

- イ. 工事監理業務等受託者の代表者等
- ロ. 派遣社員でイの対応が難しい場合、派遣元の代表者等（※）

※派遣社員の方で、派遣元からの証明（①ハ、②ロ、③ロ）により実務経験証明書を作成する場合、追加書類として以下の書類提出が必要です。

- ・ 派遣契約書等の写し（(a) 受検者（派遣者）氏名、(b) 派遣期間、(c) 派遣元、(d) 労働者派遣事業の許可番号、(e) 派遣先が読みとれるもの。(a)～(e)のうち追加書類だけでは読み取れないものがあれば、別途疎明できる書類も必要）

(2) 証明書作成にあたっての注意事項

- ・ 転職された場合など、証明者が複数名に亘る場合は、それぞれ証明書を作成する必要があります。
- ・ 代表者等による証明は、証明時点の代表者又は実務経験期間当時の代表者等いずれによる証明も有効です。なお、証明時点で廃業している場合は廃業前の代表者等による証明が可能です。
- ・ 上記に関わらず、令和6年3月31日時点を含む建設工事までの証明については、なお申請時に所属している企業の代表者等による証明が可能です。
- ・ 建設業を営む個人事業主が自ら施工管理業務に従事した場合、事業主自身が証明者となります。
- ・ 実務経験証明書には既済の内容の他、証明日以降、第二次検定前日の属する月までの見込みについても記載が可能です。その場合は必ず見込欄にチェックをいれてください。
- ・ 一式工事を請け負った企業に所属する者について、当該一式工事に含まれる専門工事の経験を証明する場合は、被証明者の従事期間、建設工事の種類、工事内容及び監理技術者名等は、当該専門工事に関するものを記載してください。

(3) 記入必須項目について

以下で必須としている項目について一つでも無記入・整合が取れないものがある場合、当該行については実務経験として認めません。

	監理技術者 資格者証交付番号 (※1)	監理/主任技術者 氏名 (※1)	建設業許可番号 (※4)	請負金額 (※5)	その他の項目 (※6)
監理技術者補佐経験	必須	必須	必須	必須	必須
特定実務経験	必須(※2)	必須	必須	必須	必須
実務経験					
許可ありの場合	省略可	必須(※3)	必須	必須	必須
許可なしの場合	—	—	—	必須	必須
工事監理者・ 発注者である場合	—	—	—	—	必須

- ※1 自社の監理技術者/主任技術者の資格者証番号・氏名を記載してください。ただし、建設業法第26条の3に該当し、自社の主任技術者配置がない場合の実務経験に限り、注文者の監理技術者/主任技術者氏名を記載することができます。
- ※2 自身が主任技術者である場合のみ省略可。
- ※3 建設業許可を持つ事業者には、軽微な工事であっても必ず主任技術者を配置する必要があります。
- ※4 自社の許可番号を記入してください。
- ※5 自社の請負金額を記載してください。複数現場をまとめる場合は代表となる現場1つの金額を記入してください。
- ※6 個人事業主で屋号が存在しない場合、勤務先名称には代表者の氏名を、個人事業主・小規模法人等で部署が存在しない場合、部署欄にはなしと記載するようにしてください。工事請負者名には元請事業者名を記入してください。

(4) 複数工事をまとめて記載できる場合

工期1年未満の複数工事を経常的に担当した期間の実務経験について、以下のいずれかに該当する者が証明する場合には、複数工事をまとめて記載することができます。

- ・建設業許可を有する者(許可を有しない工事種別に関する証明が従事比率50%以上となる場合を除く)
- ・建設業許可を有しない者で専ら建設業を営む者(専ら建設業を営むことの証明が別途必要)

ただし、次の場合、まとめて記載することはできません。

- ・特定実務経験として扱う部分(区分1-2、2-2、3-2、4-2の場合の該当部分)
- ・監理技術者補佐の経験(区分1-3の場合)
- ・専門技術者を設置した工事の経験(建築一式工事の経験として記載する場合は除く)
- ・工事発注者の従業員としての経験、工事監理業務等受託者の従業員としての経験
- ・証明者について、建設業許可番号の記載がなく、専ら建設業を営むことの証明もない場合

(5) 複数工事をまとめる場合の記載要領

- ・経常的に該当工事種別の工事施工管理に従事していた期間についてのみ記載できます。
- ・まとめることができるのは、同一企業、同一従事内容、同一工事種別の実務経験に限ります。
- ・1年以内の任意の期間(月単位)について記載することができます。1年を超える期間については1年以内毎に分割して記載してください。
- ・まとめて記載した実務経験については、その間の代表工事と工事件数を記載してください。

(6) 証明書に添付が必要な書類

次の場合には、証明書本紙以外に添付書類が必要となります。

- ・ 建設業の許可を受けずに建設業を営む者が複数工事をまとめて記載する場合
：専ら建設業を営むことの証明(当該期間中の確定申告書、契約台帳等の写し)
- ・ 監理技術者補佐としての実務経験の場合
：施工体制台帳の写し

また、記載内容に疑義が生じた場合など、申請後必要に応じて下記の書類等の提出をお願いすることがあります。

- ：工事契約図書の写し、施工体制台帳の写し

(7) 証明書が提出できない場合の代替措置

本来の証明者の所在が不明又は本来の証明者が証明を拒否し、証明を受けられない場合は、証明書の代替として以下の書類が必要となります。①～⑤までの資料が全て揃わない場合には実務経験の証明として認められませんので、工事の都度、実務経験の証明を取得する等、事前の準備をお願いします。

- ①証明を受けられないことの理由書(本来の証明者の現況等の説明を含む)
- ②受検申請者自らを証明者として記載した実務経験証明書(複数工事をまとめて記載することはできません)
- ③本来の証明者に関する資料(建設業を営んでいたこと等の証明)
(建設業許可番号が分かる資料 または 閉鎖登記簿)
- ④受検申請者と本来の証明者との関係を示す資料
(雇用契約書 または 労働条件明示書)
- ⑤②の内容を十分に推定できる資料
(出張命令書 または 経費精算書)

6. 新規受検申請者の記入例

(1) **A**・**B**票の作成方法

A・**B**票作成時の留意点は、新受検資格で申請する場合でも、旧受検資格とほぼ同様です。詳細は受検の手引総合版のP21～22をご参照ください。

(2) 実務経験証明書の作成方法 建築一式工事業の場合

(監理技術者補佐経験をもとに受検するパターン)

実務経験証明書は、新受検資格で本技術検定の受検申請を行う場合、一番重要な書類です。新規受検申請者は、背景色 部全てに必要事項を記入してください。

- 必ず受検申請者本人が入力または記入を行ってください。
- 記入に際して、消せるボールペン・鉛筆などは、記載内容が消滅することがありますので、絶対に使用しないでください。また、審査担当者が判読できるように、字を崩さずにていねいに書いてください。

- 訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、余白に正しい内容を記載してください。
- 申請書類作成時点では実務経験を満たせない場合、第二次検定前日の属する月までの期間のうち実務経験として見込まれるものを記載することができます。ただし、予定していた実務が積み重なった場合、第二次検定の試験前日までに受検申請の取り下げを行う必要があります。
- 受検申請者が申請内容を偽り、不正な方法により受検したとき、または事実と異なる内容の実務経験証明書を提出したとき等は国土交通省により受検禁止又は合格取消しの処分が科されます。

必ず手引をよく読んで作成してください。提出後の訂正は原則認めませんので、錯誤や無記載(必須事項はP9、5(3)を参照)項目があると、受検できなくなる可能性があります。

申請書の作成日を記載してください。

新

新受検資格用実務経験証明書

※審査使用欄

表面 1 / 1

指定試験機関の長 殿

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

2025年2月14日

工事コード	05	と	10	タ	15	板	20	機	25	具	
01	土	06	石	11	鋼	16	ガ	21	絶	26	水
02	建	07	屋	12	筋	17	塗	22	通	27	消
03	大	08	電	13	ほ	18	防	23	園	28	清
04	左	09	管	14	しゅ	19	内	24	井	29	解

新-1 証明者情報

証明者所属法人等名称 振興建設(株)

証明者所属法人等所在地 東京都港区虎ノ門4-2-12

建設業許可番号 国土交通大臣 許可 特定 03第99999999

証明者職名 常務執行役

証明者氏名 薬院 譲

証明者所属法人等所在地 東京都港区虎ノ門4-2-12

建設業許可番号 国土交通大臣 許可 特定 03第99999999

証明者職名 常務執行役

証明者氏名 薬院 譲

新-2 被証明者(受検者)情報

被証明者(受検者)氏名 補佐 花子

被証明者生年月日 平成15年3月3日

証明者との関係 役員と社員

勤務先名	従事内容・職名	発注者名	工事請負者名	監理/主任技術者氏名	工事名	被証明者の従事期間	実務経験
所属部署			請負金額(万円)	監理技術者資格者証交付番号	建設工事の種類	工事内容	実務経験の要件 (特別な経験として申請する場合は√)
振興建設(株)	施工管理	分譲不動産(株)	振興建設(株)	監理 一徹	虎ノ門マンション新築工事	自西暦 2024年5月1日	年 月 日
東京支店建築部			28,000万円	123 4567 8901	工事コード 02 建築一式工事 内容コード 02 共同住宅 建築工事	至西暦 2025年4月0日	年 月 日
						自西暦 年 月 日	年 月 日
						至西暦 年 月 日	年 月 日
						自西暦 年 月 日	年 月 日
						至西暦 年 月 日	年 月 日
						自西暦 年 月 日	年 月 日
						至西暦 年 月 日	年 月 日

□本様式を使用する場合は他の意思表示にかかわらず、新受検資格による申請として扱います。提出後の旧受検資格への振替は一切認めません。また、新旧両方の実務経験証明書を同封した場合は書類不備とします。

□本様式についてはコピーの提出を認めています。提出されたものはいかなる理由であろうと返却しませんので、原本は必ずご自身で保管してください。

転職や異動などで複数の証明者がいる場合や、多数の工事を記載する場合など、複数枚の実務経験証明書の提出が必要になる場合があります。何枚目か/全体で何枚あるかを記載してください。

許可番号が6桁未満の場合、右詰めとし、空欄は0で埋めてください(第100号の場合、000100とする)。北海道知事許可の場合は、1桁目に振興局略称を入れるか、一般財団法人建設業情報管理センターにおける経審結果許可番号検索条件に倣った記載をしてください。(例：十勝第9999号の場合、+09999または629999とする)

証明者になりうる者は、
1. 工事請負者の代表者若しくは代理として人事権を分掌する部署長
2. 工事の監理技術者または主任技術者(一部場合を除く)
3. 派遣社員で1・2の対応が難しい場合、派遣元の代表者等のみです。詳細は手引のP8、5(1)をご参照ください。

伏せ字は使えません。契約書通りに記載してください。複数工事をまとめる場合は、必ず件数を記載してください。まとめられる工事の要件は、手引のP9、5(5)を参照ください。

監理技術者補佐経験になる工事について、該当欄に√を入れてください。監理技術者補佐の要件は、手引のP6、3(5)をご参照ください。
※監理技術者の手伝いをすれば、監理技術者補佐経験が積めるわけではありません。
※特定実務・監理技術者補佐経験に該当する工事は、まとめて記載することができません。必ず工事ごとに記載してください。
証明書作成日以降の実務を含む場合は見込欄に√を入れてください。

工事コード、内容コードは手引のP17以降に記載してあります。従事期間が重複する工事がある場合、手引のP6~7を参考に、適切に按分してください。

必ず手引のP5、3(2)から選んで記載してください。

勤務先への発注者を記載してください。

自社の請負金額を万円単位で記入してください。複数工事をまとめる場合、合計ではなく代表工事の請負金額を記載してください。

(3) 実務経験証明書の作成方法 建築一式工事業の場合

(特定実務経験をもとに受検するパターン)

実務経験証明書は、新受検資格で本技術検定の受検申請を行う場合、一番重要な書類です。新規受検申請者は、背景色 部全てに必要事項を記入してください。

- 必ず受検申請者本人が入力または記入を行ってください。
- 記入に際して、消せるボールペン・鉛筆などは、記載内容が消滅することがありますので、絶対に使用しないでください。また、審査担当者が判読できるように、字を崩さずにていねいに書いてください。

- 訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、余白に正しい内容を記載してください。
- 申請書類作成時点では実務経験を満たせない場合、第二次検定前日の属する月までの期間のうち実務経験として見込まれるものを記載することができます。ただし、予定していた実務が積み重なった場合、第二次検定の試験前日までに受検申請の取り下げを行う必要があります。
- 受検申請者が申請内容を偽り、不正な方法により受検したとき、または事実と異なる内容の実務経験証明書を提出したとき等は国土交通省により受検禁止又は合格取消しの処分が科されます。

必ず手引をよく読んで作成してください。提出後の訂正は原則認めませんので、錯誤や無記載(必須事項はP9、5(3)を参照)項目があると、受検できなくなる可能性があります。

申請書の作成日を記載してください。

新

新受検資格用実務経験証明書

表面 1 / 1

指定試験機関の長 殿

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

2025年2月14日

工事コード	05	と	10	タ	15	板	20	機	25	具	
01	土	06	石	11	鋼	16	ガ	21	絶	26	水
02	建	07	屋	12	筋	17	塗	22	通	27	消
03	大	08	電	13	ほ	18	防	23	園	28	清
04	左	09	管	14	しゅ	19	内	24	井	29	解

新-1 証明者情報

証明者所属法人等名称 振興建設(株)

証明者所属法人等所在地 東京都港区虎ノ門4-2-12

建設業許可番号 国土交通大臣 許可 特定 03第99999999

証明者職名 人事部長

証明者氏名 陣地 一郎

※正式な建設工事の種類名称、内容等は手引にてご確認ください。

新-2 被証明者(受検者)情報

被証明者(受検者)氏名	主任 創	被証明者生年月日	平成 12 年 5 月 5 日	証明者との関係	人事部長と社員
勤務先名	従事内容・職名	発注者名	工事請負者名	監理/主任技術者氏名	工事名
所属部署			請負金額(万円)	監理技術者資格者証交付番号	建設工事の種類
振興建設(株)	施工管理	近畿地方整備局	振興建設・基金工業JV	監理 一徹	梅田合同庁舎B棟新築工事
大阪支店建築部			98,000万円	123 4567 8901	事務所ビル建築工事
振興建設(株)	施工管理	近畿地方整備局	振興建設・基金工業JV	監理 一徹	梅田合同庁舎B棟新築工事
大阪支店建築部			98,000万円	123 4567 8901	事務所ビル建築工事
振興建設(株)	施工管理	学校法人波速大学	振興建設(株)	監理 工次	波速大学法学部講義棟改修工事
大阪支店建築部			68,000万円	987 6543 2109	教育施設建築工事
振興建設(株)	施工管理	学校法人波速大学	振興建設(株)	監理 工次	波速大学法学部講義棟改修工事
大阪支店建築部			68,000万円	987 6543 2109	教育施設建築工事
振興建設(株)	施工管理	大家 作造	振興建設(株)	監理 建三	熱田オオヤハイツ新築工事
大阪支店建築部			12,800万円	777 7777 7777	共同住宅建築工事

□本様式を使用する場合は他の意思表示にかかわらず、新受検資格による申請として扱います。提出後の旧受検資格への振替は一切認めません。また、新旧両方の実務経験証明書を同封した場合は書類不備とします。

□本様式についてはコピーの提出を認めています。提出されたものはいかなる理由であろうと返却しませんので、原本は必ずご自身で保管してください。

転職や異動などで複数の証明者がいる場合や、多数の工事を記載する場合など、複数枚の実務経験証明書の提出が必要になる場合があります。何枚目か/全体で何枚あるかを記載してください。

許可番号が6桁未満の場合、右詰めとし、空欄は0で埋めてください(第100号の場合、000100とする)。北海道知事許可の場合は、1桁目に振興局略称を入れるか、一般財団法人建設業情報管理センターにおける経審結果許可番号検索条件に倣った記載をしてください。(例：十勝第9999号の場合、十09999または629999とする)

証明者になりうる者は、
 1. 工事請負者の代表者若しくは代理として人事権を分掌する部署長
 2. 工事の監理技術者または主任技術者(一部場合を除く)
 3. 派遣社員で1・2の対応が難しい場合、派遣元の代表者等のみです。詳細は手引のP8、5(1)をご参照ください。

伏せ字は使えません。契約書通りに記載してください。複数工事をまとめる場合は、必ず件数を記載してください。まとめられる工事の要件は、手引のP9、5(5)を参照ください。

工事コード、内容コードは手引のP17以降に記載してあります。従事期間が重複する工事がある場合、手引のP6~7を参考に、適切に按分してください。

特定実務経験となる工事について、該当欄に✓を入れてください。特定実務経験の要件は、手引のP6、3(4)をご参照ください。*特定実務・監理技術者補佐経験に該当する工事はまとめて記載することができません。必ず工事ごとに記載してください。

証明書作成日以降の実務を含む場合は見込欄に✓を入れてください。

必ず手引のP5、3(2)から選んで記載してください。

勤務先への発注者を記載してください。自らが二次請の場合、直上の一次請を記載することになります。

自社の請負金額を万円単位で記入してください。複数工事をまとめる場合、合計ではなく代表工事の請負金額を記載してください。

(4) 実務経験証明書の作成方法 専門工事業の場合

(特定実務経験を利用しないパターン)

実務経験証明書は、新受検資格で本技術検定の受検申請を行う場合、一番重要な書類です。新規受検申請者は、背景色 部全てに必要事項を記入してください。

- 必ず受検申請者本人が入力または記入を行ってください。
- 記入に際して、消せるボールペン・鉛筆などは、記載内容が消滅することがありますので、絶対に使用しないでください。また、審査担当者が判読できるように、字を崩さず書いてください。

- 訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、余白に正しい内容を記載してください。
- 申請書類作成時点では実務経験を満たせない場合、第二次検定前日の属する月までの期間のうち実務経験として見込まれるものを記載することができます。ただし、予定していた実務が積み重なった場合、第二次検定の試験前日までに受検申請の取り下げを行う必要があります。
- 受検申請者が申請内容を偽り、不正な方法により受検したとき、または事実と異なる内容の実務経験証明書を提出したとき等は国土交通省により受検禁止又は合格取消しの処分が科されます。

必ず手引をよく読んで作成してください。提出後の訂正は原則認めませんので、錯誤や無記載(必須事項はP9、5(3)を参照)項目があると、受検できなくなる可能性があります。

申請書の作成日を記載してください。

新

新受検資格用実務経験証明書

工事実務使用欄

表面 1 / 1

指定試験機関の長 殿

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

2025年2月14日

工事コード	05	と	10	タ	15	板	20	機	25	具	
01	土	06	石	11	鋼	16	ガ	21	絶	26	水
02	建	07	屋	12	筋	17	塗	22	通	27	消
03	大	08	電	13	ほ	18	防	23	園	28	清
04	左	09	管	14	しゅ	19	内	24	井	29	解

新-1 証明者情報 証明者所属法人等名称 仕上クロス

証明者所属法人等所在地 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1

建設業許可番号 北海道知事 許可 一般 - 0 4 第 石 9 9 9 9 9

証明者職名 代表

証明者氏名 仕上 太郎

新-2 被証明者(受検者)情報

被証明者(受検者)氏名	若手 はじめ	被証明者生年月日	平成 10 年 7 月 7 日	証明者との関係	代表と雇用者
勤務先名	従事内容・職名	発注者名	工事請負者名	監理/主任技術者氏名	工事名
所属部署		請負金額(万円)	監理技術者資格者証交付番号	建設工事の種類	工事内容
仕上クロス	施工管理	大宅 修次 他	仕上クロス	仕上 太郎	大宅邸リフォーム工事 他20件
なし		120万円			工事コード: 1 9 内装仕上工事 内容コード: 0 0 壁張、天井仕上 工事等
仕上クロス	施工管理	元請建設(株) 他	仕上クロス	仕上 太郎	厚別建設ビルディング新築工事 他4件
なし		800万円			工事コード: 1 9 内装仕上工事 内容コード: 0 3 壁張工事
仕上クロス	施工管理	(株)一次内装 他	仕上クロス	仕上 太郎	北海道札幌観光高校実習棟改修工事 他9件
なし		480万円			工事コード: 1 9 内装仕上工事 内容コード: 0 3 壁張工事
仕上クロス	施工管理	(株)一次内装 他	仕上クロス	仕上 太郎	白石気象病院改修工事 他12件
なし		640万円			工事コード: 1 9 内装仕上工事 内容コード: 0 3 壁張工事
仕上クロス	施工管理	(株)一次内装 他	仕上クロス	仕上 太郎	ホテルテイネ新築工事 他12件
なし		300万円			工事コード: 1 9 内装仕上工事 内容コード: 0 3 壁張工事

自西暦 2020年4月1年 至西暦 2021年3月0ヶ月

自西暦 2021年4月1年 至西暦 2022年3月0ヶ月

自西暦 2022年4月1年 至西暦 2023年3月0ヶ月

自西暦 2023年4月1年 至西暦 2024年3月0ヶ月

自西暦 2024年4月1年 至西暦 2025年3月0ヶ月

実務経験の要件 (特別な経験として申請する場合は√)

特定実務 監理技術者補佐 見込

※正式な建設工事の種類名称、内容等は手引にてご確認ください。

□本様式を使用する場合は他の意思表示にかかわらず、新受検資格による申請として扱います。提出後の旧受検資格への振替は一切認めません。また、新旧両方の実務経験証明書を同封した場合は書類不備とします。

□本様式についてはコピーの提出を認めています。提出されたものはいかなる理由であろうと返却しませんので、原本は必ずご自身で保管してください。

転職や異動などで複数の証明者がいる場合や、多数の工事を記載する場合など、複数枚の実務経験証明書の提出が必要になる場合があります。何枚目か/全体で何枚あるかを記載してください。

許可番号が6桁未満の場合、右詰めとし、空欄は0で埋めてください(第100号の場合、000100とする)。北海道知事許可の場合は、1桁目に振興局略称を入れるか、一般財団法人建設業情報管理センターにおける経審結果許可番号検索条件に倣った記載をしてください。(例：十勝第9999号の場合、十09999または629999とする)

証明者になりうる者は、
 1. 工事請負者の代表者若しくは代理として人事権を分掌する部署長
 2. 工事の監理技術者または主任技術者(一部場合を除く)
 3. 派遣社員で1・2の対応が難しい場合、派遣元の代表者等のみです。詳細は手引のP8、5(1)をご参照ください。

伏せ字は使えません。契約書通りに記載してください。複数工事をまとめる場合は、必ず件数を記載してください。まとめられる工事の要件は、手引のP9、5(5)を参照ください。

工事コード、内容コードは手引のP17以降に記載してあります。従事期間が重複する工事がある場合、手引のP6~7を参考に、適切に按分してください。

新-2部分について、派遣会社勤務の方は派遣先従業員として作成するようにしてください(勤務先として派遣先を、また発注者は派遣先企業ではなく、派遣先企業へ発注した者を記載してください)。

証明書作成日以降の実務を含む場合は見込欄に√を入れてください。

必ず手引のP5、3(2)から選んで記載してください。

勤務先への発注者を記載してください。自社が二次請の場合、直上の一次請を記載することになります。

自社の請負金額を万円単位で記入してください。複数工事をまとめる場合、合計ではなく代表工事の請負金額を記載してください。

7. その他

実務経験を有しない状態で受検した場合や、過去の他の技術検定種目への申請内容と両立しない場合など、この手引に記載した内容に基づいた申請となっていない場合においては、後日、行政処分の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

8. 工事の種類・内容コード表

【備考】

1級施工管理技術検定において実務経験になるのは、建築・電気の各実務経験・資格対象欄に◎が附された工事です。

1級施工管理技術検定に合格し、必要な講習を受講すると、実務経験・資格対象欄に◎印を附されている工事について監理技術者になることができます。また、◎印について特定建設業許可における営業所専任技術者要件を満たします。

2級施工管理技術検定において実務経験になるのは、建築・電気の各実務経験・資格対象欄に○が附された工事です。建築は種別が細分化されていますのでご注意ください。

2級施工管理技術検定に合格すると、種別毎に実務経験・資格対象欄に○印を附されている工事について主任技術者になることができます。また、○印について一般建設業許可における営業所専任技術者要件を満たします。

2級建築施工管理技士として塗装工事等の主任技術者になるためには、2級建築施工管理技士（種別：仕上げ）の資格が必要です。同様に、とび・土工・コンクリート工事等では2級建築施工管理技士（種別：躯体）の資格が必要です。（種別：建築）はオールマイティではないことにご留意ください。

工事 コード	建設工事の種類	内容 コード	工事内容	補足	実務経験・資格対象				
					建築			電気	
					1級	2級		1級	2級
	建築	躯体	仕上げ						
00	分類不能	00	29業種に分類できないもの、自由記述						
01	土木一式工事	00	以下に当てはまらない場合は自由記述						
		99	土木構造物解体工事	※総合的な企画、指導、調整が必要なもの					
02	建築一式工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎	○			
		01	事務所ビル建築工事	※元請としての大規模修繕工事を含む	◎	○			
		02	共同住宅建築工事	※元請としての大規模修繕工事を含む	◎	○			
		03	一般住宅建築工事	※元請としての大規模修繕工事を含む	◎	○			
		99	建築物解体工事	※総合的な企画、指導、調整が必要なもの	◎	○			
03	大工工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○	○	
		01	大工工事		◎		○	○	
		02	型枠工事		◎		○	○	
		03	造作工事		◎		○	○	
04	左官工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○	
		01	左官工事		◎			○	
		02	モルタル工事		◎			○	
		03	モルタル防水工事		◎			○	
		04	吹付け工事		◎			○	
		05	とぎ出し工事		◎			○	
		06	洗い出し工事		◎			○	
05	とび・土工・ コンクリート工事 (組み立て・据付)	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○		
		10	組み立て・据付系工事について複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○		
		11	とび工事		◎		○		
		12	ひき工事		◎		○		
		13	足場等仮設工事		◎		○		
		14	重量物揚重工事		◎		○		
		15	鉄骨組立て工事		◎		○		
		16	コンクリートブロック据付け工事		◎		○		

工事 コード	建設工事の種類	内容 コード	工事内容	補足	実務経験・資格対象					
					1級	建築			電気	
						建築	躯体	仕上げ	1級	2級
05	(くい)	20	くい工事系について複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○			
		21	くい工事		◎		○			
		22	くい打ち工事		◎		○			
		23	くい抜き工事		◎		○			
		24	場所打ちくい工事		◎		○			
	(土工)	30	土工系について複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○			
		31	土工		◎		○			
		32	掘削工事		◎		○			
		33	根切工事		◎		○			
		34	発破工事		◎		○			
		35	盛土工事		◎		○			
	(コンクリート)	40	コンクリート工事系について複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○			
		41	コンクリート工事		◎		○			
		42	コンクリート打設工事		◎		○			
		43	コンクリート圧送工事		◎		○			
		44	プレストレストコンクリート工事		◎		○			
	(基礎・準備工事)	50	基礎・準備系工事について複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○			
		51	地すべり防止工事		◎		○			
		52	地盤改良工事		◎		○			
		53	ボーリンググラウト工事		◎		○			
		54	土留工事		◎		○			
		55	仮締切工事		◎		○			
		56	吹付け工事		◎		○			
		57	法面保護工事		◎		○			
		58	道路付属物設置工事		◎		○			
		59	屋外広告物設置工事		◎		○			
60		捨石工事		◎		○				
61		外構工事		◎		○				
62		はつり工事		◎		○				
63		切断穿孔工事		◎		○				
64		アンカー工事		◎		○				
65		あと施工アンカー工事		◎		○				
66	潜水工事		◎		○					
06	石工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	石積み(張り)工事		◎			○		
		02	コンクリートブロック積み(張り)工事		◎			○		
07	屋根工事	00	以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	屋根ふき工事		◎			○		
08	電気工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述						◎	○
		01	発電設備工事						◎	○
		02	送配電線工事						◎	○
		03	引き込み線工事						◎	○
		04	変電設備工事						◎	○
		05	構内電気設備工事						◎	○
		06	照明設備工事						◎	○
		07	電車線工事						◎	○
		08	信号設備工事						◎	○
		09	ネオン装置工事						◎	○
		10	計装工事						◎	○

工事 コード	建設工事の種類	内容 コード	工事内容	補足	実務経験・資格対象						
					1級	建築			電気		
						建築	躯体	仕上げ	1級	2級	
09	管工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述								
		01	冷暖房設備工事								
		02	冷凍冷蔵設備工事								
		03	空気調和設備工事								
		04	給排水・給湯設備工事								
		05	厨房設備工事								
		06	衛生設備工事								
		07	浄化槽工事								
		08	水洗便所設備工事								
		09	ガス配管工事								
		10	ダクト工事								
		11	管内更生工事								
		12	計装工事								
10	タイル・れんが・ ブロック工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		○		○	○			
		01	コンクリートブロック積み(張り)工事			○		○	○		
		02	レンガ積み(張り)工事				○		○		
		03	タイル張り工事				○		○	○	
		04	築炉工事				○		○	○	
		05	スレート張り工事				○		○	○	
		06	サイディング工事				○		○	○	
11	鋼構造物工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		○		○				
		01	鉄骨工事			○		○			
		02	橋梁工事				○		○		
		03	鉄塔工事				○		○		
		04	貯蔵用タンク設置工事	石油・ガス等			○		○		
		05	屋外広告工事				○		○		
		06	閘門・水門扉設置工事				○		○		
12	鉄筋工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		○		○				
		01	鉄筋加工組立工事			○		○			
		02	鉄筋継手工事				○		○		
13	舗装工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述								
		01	アスファルト舗装工事								
		02	コンクリート舗装工事								
		03	ブロック舗装工事								
		04	路盤築造工事								
14	しゅんせつ工事	00	以下に当てはまらない場合は自由記述								
		01	しゅんせつ工事								
15	板金工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		○			○			
		01	板金加工取付け工事			○		○			
		02	建築板金工事				○		○		
16	ガラス工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		○			○			
		01	ガラス取付工事			○		○			
		02	ガラスフィルム工事				○		○		
17	塗装工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		○			○			
		01	塗装工事			○		○			
		02	溶射工事				○		○		
		03	ライニング工事				○		○		
		04	布張り仕上げ工事				○		○		
		05	鋼構造物塗装工事				○		○		
		06	路面標示工事				○		○		

工事 コード	建設工事の種類	内容 コード	工事内容	補足	実務経験・資格対象					
					1級	建築			電気	
						建築	躯体	仕上げ	1級	2級
18	防水工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	アスファルト防水工事		◎			○		
		02	モルタル防水工事		◎			○		
		03	シーリング工事		◎			○		
		04	塗膜防水工事		◎			○		
		05	シート防水工事		◎			○		
		06	注入防水工事		◎			○		
19	内装仕上工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	インテリア工事		◎			○		
		02	天井仕上工事		◎			○		
		03	壁張工事		◎			○		
		04	内装間仕切り工事		◎			○		
		05	床仕上工事		◎			○		
		06	たたみ工事		◎			○		
		07	ふすま工事		◎			○		
		08	家具工事		◎			○		
		09	防音工事		◎			○		
20	機械器具設置工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	プラント設備工事							
		02	運搬機器設置工事							
		03	内燃力発電設備工事							
		04	集塵機器設置工事							
		05	給排気機器設置工事							
		06	揚排水機器設置工事							
		07	ダム用仮設備工事							
		08	遊戯施設設置工事							
		09	舞台装置設置工事							
		10	サイロ設置工事							
		11	立体駐車場設備工事							
21	熱絶縁工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	設備熱絶縁工事		◎			○		
		02	ウレタン吹付け断熱工事		◎			○		
22	電気通信工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	有線電気通信設備工事							
		02	無線電気通信設備工事							
		03	データ通信設備工事							
		04	情報処理設備工事							
		05	情報収集設備工事							
		06	情報表示設備工事							
		07	放送機械設備工事							
		08	TV電波障害防除設備工事							

工事 コード	建設工事の種類	内容 コード	工事内容	補足	実務経験・資格対象					
					1級	建築			電気	
						2級	躯体	仕上げ	1級	2級
建築	躯体	仕上げ	1級	2級						
23	造園工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	植栽工事							
		02	地被工事							
		03	景石工事							
		04	地ごしらえ工事							
		05	公園設備工事							
		06	広場工事							
		07	園路工事							
		08	水景工事							
		09	屋上等緑化工事							
		10	緑地育成工事							
24	さく井工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	さく井工事							
		02	観測井工事							
		03	還元井工事							
		04	温泉掘削工事							
		05	井戸築造工事							
		06	さく孔工事							
		07	石油掘削工事							
		08	天然ガス掘削工事							
		09	揚水設備工事							
25	建具工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	金属製建具取付け工事			◎			○	
		02	サッシ取付け工事				◎		○	
		03	金属製カーテンウォール取付工事				◎		○	
		04	シャッター取付工事				◎		○	
		05	自動ドア取付工事				◎		○	
		06	木製建具取付工事				◎		○	
		07	ふすま工事				◎		○	
26	水道施設工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	取水施設工事							
		02	浄水施設工事							
		03	配水施設工事							
		04	下水処理設備工事							
27	消防施設工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	屋内消火栓設置工事							
		02	スプリンクラー設置工事							
		03	消火設備工事							
		04	屋外消火栓設置工事							
		05	動力消防ポンプ設置工事							
		06	火災報知設備工事							
		07	漏電火災警報器設置工事							
		08	非常警報設備工事							
		09	避難又は排煙設備の設置工事							
28	清掃施設工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	ごみ処理施設工事							
		02	し尿処理施設工事							
29	解体工事	00	以下に当てはまらない場合は自由記述		◎	○	○			
		01	工作物解体工事	※単に構造物を解体する工事(専門工事以外)	◎	○	○			

ご 注 意

近年、実務経験証明書の虚偽記載等により、受検ができなかったり合格後に合格を取り消される例が増えています。

建設業法施行令の規定に基づき、不正受検（事実と異なる内容による受検申請、不正行為等）が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、次の点にご注意のうえ、受検申請を行ってください。

- 受検申請書の『実務経験内容』及び『実務経験年数』等については、受検申請者自身が記入・確認のうえ、お送りください。
 - 実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を正確に確認のうえ、証明を行ってください。
- ※なお、申請内容については、新規受検申請、再受検申請に関わらず、当方が指定する書類の追加提出等により確認することがあります。

不正の方法により取得した「資格」によって『建設業の許可』または「経営事項審査」を受け、もしくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けることがあります。

令和7年度1級建築施工管理技術検定 受検の手引【分冊（新受検資格用）】

令和7年1月発行

発行所 一般財団法人建設業振興基金 試験研修本部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2-12

虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL：03-5473-1581

インボイス登録番号：T2010405010376

www.fcip-shiken.jp